

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

分野別提案・要望

分野4 成長の活力をつくる分野

■変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援

【中小企業庁】

県担当課：産業支援課

1 経営革新計画承認企業に対する支援策の拡充

【中小企業庁】

◆提案・要望

- (1) 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対して、新たな取組や先進的な取組を支援するために創設している国の各種補助金制度（※1）において、優遇策を設けること。
- (2) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対して、国や（独法）中小企業基盤整備機構などの中小企業支援機関が主催または支援する各種展示会（※2）において、優遇策（無料ブースの提供等）を設けること。
- (3) 株式会社日本政策金融公庫における低利融資の貸付金利を、「経営力向上計画」の認定企業に準じて引き下げること。（※3）

（※1の例）

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、事業承継補助金
経営革新承認企業枠の設定や採択の際の加点加算の拡大
- ・小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金等に係る各種補助金
経営革新承認企業枠の設定や採択の際の加点措置

（※2の例）

- ・新価値創造展、東京インターナショナルギフト・ショー、FOODEXジャパン等、中小企業の技術、製品やサービスのPRやビジネスマッチングなどができる展示会

（※3）

- ・日本政策金融公庫の新事業活動促進資金の貸付利率（中小企業事業、貸付期間17年超の場合）

経営革新計画の承認を受けた者	基準金利から0.65%優遇
経営力向上計画の認定を受けた者	基準金利から0.90%優遇（設備資金）

◆本県の現状・課題等

- ・国（主務大臣）では、平成28年7月から中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者等が作成する「経営力向上計画」の認定を開始した。
- ・経営力向上計画とは、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成や経営資源を高度に利用する方法の導入により、経営能力の強化、経営の向上を図るものとされ、中小企業者の既存事業のマネジメント向上や設備投資の促進によって、生産性の向上を図ろうとするものである。
- ・一方、各都道府県では平成11年から中小企業経営革新支援法（平成28年7月から中小企業等経営強化法）に基づき、中小企業者が新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る「経営革新計画」の承認を行っている。

- ・ 経営力向上計画と経営革新計画とは、それぞれ対象が既存事業、新事業という違いはあるが、目的はともに「生産性の向上」で同一である。
- ・ 経営力向上計画では生産性の向上を図るための手段の一つとして設備投資を想定しており、法人税に係る設備投資の即時償却、日本政策金融公庫の他の制度より低利な融資などの支援を行っている。
- ・ 経営革新計画においても新事業を実施するに当たり、設備投資が必要となる事例も多く、企業から設備投資に対する支援を求める声も多い。(埼玉県の場合、平成29年度に承認した計画858件のうち、設備投資を予定しているものは475件)
- ・ また、経営革新計画承認企業へのフォローアップ調査では、販路開拓に対する支援や資金面の支援を求める回答が多く寄せられている。
- ・ 経営革新計画では、計画目標について経営力向上計画よりも高いレベルの数値設定が求められている。新たな分野への進出を試み、生産性の向上を図る中小企業者の意欲を高めるため、経営革新計画承認企業への支援を拡充していく必要がある。

■強みを生かした収益力ある農業の確立

【財務省、農林水産省】

県担当課：農業政策課

1 農産物貿易交渉に係る適切な貿易ルールの確立と万全の国内対策の実施

【農林水産省】

◆提案・要望

- (1) 日EU・EPAや米国を除くTPP11等の国際交渉については、国民に対する十分な情報開示と明確な説明に努めるとともに、国内農業に与える影響に十分配慮し、万全の対策を講じること。
- (2) 国内対策として「農業競争力強化プログラム」に位置づけられた制度などについては、真に農業の競争力強化や農家の経営安定につながるよう、地域の実情を反映できる使い易い仕組みとするとともに、生産者に対して制度の周知の徹底を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 米国を除くTPP11協定は平成30年12月30日、日EU・EPAは平成31年2月1日に発効され、関税の引下げや関税の割当枠の取扱いなどによる国内農林業への影響が懸念される。
- ・ 埼玉県内の農業においては、大幅に関税が削減される牛肉、豚肉で輸入量の増加による価格の低下が懸念される。
- ・ 国は、農業の成長産業化を一層進めるため、平成28年11月に、「農業競争力強化プログラム」を決定し、「生産資材の引下げ」や「収入保険制度の導入」といった施策の具体化に必要な8つの法律を第193回国会において成立させた。
- ・ また、平成29年11月に、「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂し、「総合的なTPP等関連政策大綱」を決定した。
- ・ 国内農林業の持続的な発展を図るため、地域の実情を反映できる使い易い仕組みとするとともに、生産者への制度の周知徹底が必要である。

◆参考

○農林水産物の生産減少額

	TPP11	日EU・EPA
国	約900億～1,500億円	約600億～1,100億円
埼玉県	約5億～9億円	約3億～6億円

○本県の農産物の品目別生産減少額

	TPP11	日EU・EPA
小麦	0.67～1.48億円	0
大麦	0.05億円	0
牛肉	1.96～3.89億円	0.93～1.87億円
豚肉	1.84～3.60億円	1.69～3.38億円
牛乳乳製品	0.15～0.25億円	0.16～0.28億円
鶏卵	—	0.07～0.12億円

2 農地税制に係る特例措置の充実

【財務省、農林水産省】

◆提案・要望

ほ場整備に伴い用排水路・農道等として利用するために特例農地を譲渡した場合にあっては、納税が免除される仕組みとなるよう、相続税及び贈与税の納税猶予対象農地に対する特例措置の充実、拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では10a区画に整備された水田地帯を対象に、既存の道路や水路を活かし、畦畔を除去することにより区画を拡大する「埼玉型ほ場整備」を推進している。
- ・ 本事業の実施にあたり、道路拡幅等のために用地が必要な場合は、寄付採納（部分的には用地買収）により用地を取得している。
- ・ 事業実施前の地元調整の段階で、用地を提供すると納税猶予が取り消されてしまうために、難色を示す地権者がおり、事業推進の支障になっている。
- ・ この寄付採納（又は用地買収）による特例農地の譲渡は、地域の農地を守り農業振興を図る目的のものであることから、納税が免除される仕組みとしていただきたい。

■ 県産木材の利用拡大と林業の振興

【総務省、財務省、農林水産省、林野庁】

県担当課：森づくり課

1 森林整備法人への支援の充実・強化

【総務省、財務省、農林水産省、林野庁】

◆提案・要望

- (1) 本県の森林整備法人である公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業について、木材価格の長期低迷により将来の収益が低下するおそれが高まっており、今後も経営改善を進める必要があるため、森林整備事業及び管理経費に係る財政支援について、補助率の引き上げや公社分の別枠予算の確保、対象経費の拡充など充実・強化を図ること。
- (2) (株)日本政策金融公庫資金の金融措置について、償還利子の軽減、任意繰上償還の弾力化など、資金制度の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 公益社団法人埼玉県農林公社は、公的な森林整備の担い手として、森林所有者による整備が進みがたい森林において、伐採時の収益を土地所有者と一定の割合で分け合う「分収林事業」により、森林整備を行ってきた。農林公社は、分収林事業を開始した昭和59年度から平成29年度末までに県内全域で約3,305ヘクタールの森林を造成、管理し、森林の整備・保全と山村振興に大きな役割を果たしている。
- ・ 分収林事業は、事業資金の大部分を(株)日本政策金融公庫と県からの借入金で賄っており、現在の借入金残高は195億円に達している。農林公社の分収林の大半は、伐採する時期に達せず、伐採が始まるのは令和16年度からの見込みである。その間、分収林の手入れに係る事業資金の大部分を(株)日本政策金融公庫と県からの借入金で賄わざるをえないことから、有利子債務の圧縮、利息の軽減が急務である。
- ・ 国は、これまでも森林整備法人に対し、補助事業、金融措置、地方財源措置を講じてきたが、抜本的な対策には更なる措置を講ずる必要がある。

県においても平成19年度以降の新規県貸付金を無利子化とするほか、平成22年度からは平成9年度までの既往県貸付金から発生する利息についても無利子化するなど農林公社への支援を行い、経営状況は改善されてきたが、今後、木材価格が低下した場合は借入金の返済が困難となる恐れがある。

2 公共建築物等の木造・木質化に対する支援の拡充

【財務省、農林水産省、林野庁】

◆提案・要望

地域材の利用を一層進めるため、公共建築物等の木造、木質化に対する補助制度の充実、補助対象の拡大や補助要件の緩和、十分な予算の確保など支援の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 我が国では、戦後、造林された人工林が資源として利用可能な時期を迎える一方、木材価格の下落による森林所有者の経営意欲の低迷等の影響で森林の手入れが十分に行われず、国土保全など森林の多面的機能の低下が大いに懸念される事態となっている。
- ・ このような厳しい状況を克服するためには、木を使うことにより、森を育て、林業の再生を図ることが急務となっている。
- ・ 本県においても、「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」に基づく県方針を策定しており、2年以内には県内全市町村の市町村方針の策定も見込まれている。
- ・ 当該方針には「低層の公共建築物は原則全て木造化とする」ことなどが盛り込まれ、公共建築物の木造・木質化を推進する気運が高まっている。
- ・ さらに高齢化の進展と待機児童の増加に伴い、社会福祉法人や民間企業が運営する老人ホーム、保育園などの建設が増える中、利用者に快適な空間を提供するため、木造・木質化したいという要望や相談が数多く寄せられている。
- ・ しかし、木造・木質化に対する助成のうち、林野庁の「森林・林業再生基盤づくり交付金」は、平成27年度まで1/2であった補助率が、平成28年度に木造建築15%、内装木質化3.75%と大幅に引き下げられた。
- ・ また、平成28年度以降は要望額が予算枠を大きく上回ったことから、都道府県及び各事業主体への配分額が著しく削減された。平成30年度も同様に配分額が削減された。
- ・ さらに、平成29年度からは、補助対象から役場庁舎などが除外されたほか、床面積あたりの木材使用量を相当厳しい水準まで引き上げたことなどから、多くの建築物が補助対象外となった。
- ・ このような配分額の削減や補助対象の縮小は、木造・木質化の推進にブレーキをかけることになりかねず、補助要件の緩和、財源の確保などによる支援の拡充が早急に必要である。

◆参考

○建築着工統計から得られる木造率（延べ床面積ベース）

（木造率（%））

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	全体	低層(3階建て以下)	全体	低層(3階建て以下)
全国	11.7	26.0	11.7	26.4
埼玉県	9.3	25.0	11.7	22.6

